

職員の氏名等の公開基準について

1 情報公開条例における「個人に関する情報」の取り扱いについて

平成12年に「山梨県公文書公開条例」から「山梨県情報公開条例」（以下「条例」という。）に全部改正され、併せて、条例の仕組みも「プライバシー情報型」から、いわゆる「個人識別型」に改正されたことに伴い、本条例においては個人に関する情報であって特定の個人が識別される情報は不開示とされ、その中から例外として開示すべきものを除くこととして、当該個人のプライバシーを中心とする正当な権利利益を保護するものとした。

（参照条文）条例第8条第1号

2 個人に関する情報のうち「公務員」の取り扱いについて

個人に関する情報であって特定の個人が識別される情報は、例外として開示すべきものを除き不開示とされているが、個人に関する情報のうち、公務員においては、「当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、公務員としての説明責任及び公務の透明性・公平性の確保等の観点から、条例第8条第1号ただし書ハの規定により、個人に関する情報であっても、不開示の例外として職名等を開示することとし、これにより特定の公務員を識別させることとなっても止むを得ないとしたものである。

（参照条文）条例第8条第1号ただし書ハ

3 職員の氏名等の公開基準

職員（会計年度任用職員、臨時的任用職員及び特別職非常勤職員を含む）の職・氏名については、条例第8条第1号ただし書ハの規定により、個人に関する情報であっても、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、たとえば、特定の職員が識別される結果になるとしても、個人に関する情報としては不開示にはしないこととしているため、次の場合を除き原則、開示する。

ただし、警察職員にあっては、上記取扱いが警部以上の職にある者とする。

（参照条文）条例第8条第1号ただし書ハ

- 職員の氏名を公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある場合。（8条4号に該当）

例：捜査書類等に記載された職員の氏名や行政対象暴力のおそれがある場合。

- 職員の氏名を公にすることにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある場合。（8条6号ニに該当）

例：分限処分に係る被処分者の氏名

（参考）

*警察職員については、職務の特殊性及び全国的な取扱いの斉一性を考慮し、警部以上の氏名を開示することとする。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和5年4月1日から施行する。